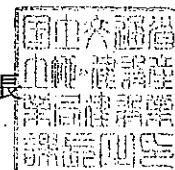


国土建第183号
平成23年11月22日

(社)全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添1～4のとおり関係者に通知いたしましたので、お知らせいたします。貴職におかれましては、会員企業に対しても、周知方お願いいたします。

(別添1)

国土建第179号

平成23年11月22日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

東日本大震災からの早期復興等を図るため、平成23年度第1次・第2次補正予算の円滑な執行に努められているところと存じます。また、昨日、第3次補正予算が成立し、その速やかな執行が求められております。

今後、公共土木施設、学校施設、社会福祉施設等の復旧事業を進めるに当たっては、工事の迅速かつ円滑な施工の確保や地域経済への特段の配慮が求められることから、着工時に必要となる資機材、労働者等が円滑に確保されるよう、請負者に対する工事代金の早期支払による建設企業への資金繰り対策が特に重要であると考えております。

このため、被災地域において国又は地方公共団体が発注する工事については、既に、工事代金の前払いを行う割合を引き上げる等の特例を設け、積極的な前金払を実施しているところですが、国や地方公共団体から補助金の交付を受けて復旧事業を行う公益的民間施設（私立学校、医療・介護施設、障害者支援施設、児童福祉施設など）についても、補助金の概算払がなされた場合その他の状況に応じ、国又は地方公共団体に準じて、前金払が適切に実施されるよう特段の配慮が必要と考えております。また、復旧事業以外の事業についても、これに準じた配慮を行うことが望ましいと考えております。

つきましては、貴職におかれましては、その旨関係部局（公益的民間施設の復旧事業等に関する補助金の交付事務を担当する部局（市町村の担当部局を含む。））に周知頂くとともに、これらの施設に係る関係団体への周知が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知による各都道府県関係部局等への周知については、関係省にも連絡済みであることを申し添えます。

<参考>公共工事に係る前金払の取扱いについて(概要)

(1) 国又は地方公共団体が発注する工事

- ① 東日本大震災の被災地域における工事に係る前金払の割合は、工事代金の5割以内とする。【別添1】
- ② 上記以外の地域における工事に係る前金払の割合は、工事代金の4割以内とする。

(関係法令の規定)【別添2】

- ・予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条

(2) 国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている法人が発注する工事

国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている法人が、その発注する工事について前金払を行う場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づく登録保証事業会社による保証を受けることができるほか、市中金融機関による保証を活用するなど、適切な保全措置を講じることが望ましい。

(別添2)

國土建第180号

平成23年11月22日

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県に通知いたしましたのでお知らせします。

(別添3)

国土建第181号

平成23年11月22日

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県に通知いたしましたのでお知らせします。

(別添4)

国土建第182号

平成23年11月22日

北海道建設業信用保証株式会社
東日本建設業保証株式会社
西日本建設業保証株式会社

} 代表取締役 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の適切な実施について

標記につきまして、別添1～3のとおり関係者に通知いたしましたので、貴職におかれましては、公益的民間施設の復旧事業等に係る前金払の事務取扱いに遺漏のないよう業務体制を整備されるようお願いします。

被災地域における公共工事の前金払の特例について

平成23年4月 国土交通省

＜原則＞

代金の4割以内



＜被災地特例＞

5割以内に引き上げ

国発注工事では中間前金払(代金の2割以内)対象工事を
300万円以上の工事に拡大(現在1千万円以上・150日以上の工事)

(※1) 特例の対象地域(被災地域)

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)

(岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の
一部の市町村)

(※2) 特例の適用期間

当面平成23年度内。国土交通省においては平成23年4月22日以後に契約を締結す
る工事から適用。地方公共団体については平成23年4月27日から措置。

(※3) 被災地域における設計・調査、測量及び機械類の製造についても、前金払の割合を 4割以内に引き上げ(原則3割以内)

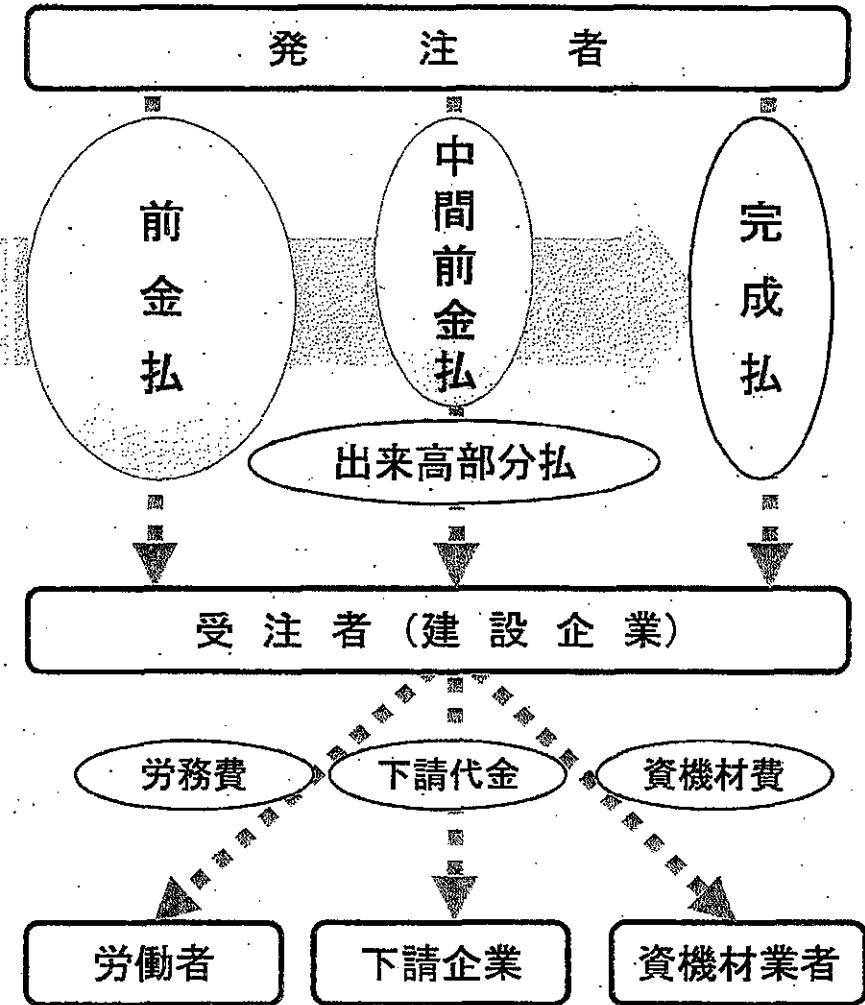
(参考) 前金払について

前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

<前金払による工事資金の流れ(イメージ)>



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成23年4月21日
國土交通省
総合政策局建設業課

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について

I. 趣旨

東日本大震災の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の適正かつ円滑な施工の確保が必要であることから、被災地域における国発注工事の前金払の割合を引き上げる等の特例を設ける。

II. 特例の内容

(1) 被災地域(※1)における国発注工事について、次のとおり取り扱う。

① 前金払の割合を、請負金額の10分の5以内とする。(※2)

(原則：請負金額の10分の4以内)

② 中間前金払の対象となる工事を、請負金額300万円以上の工事とする。

(原則：請負金額1000万円以上かつ工期150日以上の工事)

(※1) 特例の対象地域(被災地域)

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く)。具体的には、

・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村

・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村が該当(4月20日現在)。

(※2) 設計・調査、測量及び機械類の製造に係る前金払の割合についても、請負金額の10分の4以内に引き上げ(原則：請負金額の10分の3以内)。

(2) 特例の適用期間

当面、平成23年度内とする。なお、国土交通省直轄工事については、平成23年4月22日以後に契約を締結する工事から適用する。

<問い合わせ先> 総合政策局建設業課 佐藤、井上

TEL: 03-5253-8111 (内線24753、24754)
直通 03-5253-8277

大臣官房地方課 内田、植垣

TEL: 03-5253-8111 (内線21952、21963)
直通 03-5253-8919



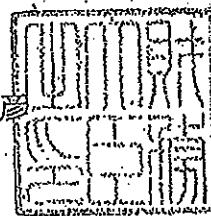
別紙(2)

財計 第13.2.2号
平成23年4月21日

國土交通大臣殿

財務大臣

野田佳彦



公共工事の代価の前金払の特例について

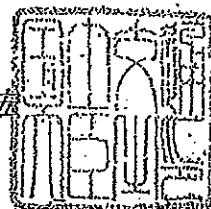
平成23年4月20日付国官会第24.3号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

別紙(1)

国官会第243号
平成23年4月20日

財務大臣 殿

国土交通大臣 大畠 章宏



公共工事の代価の前金払の特例について

平成23年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事（下記1.に掲げるものに限る。）の代価の前金払の範囲及び割合については、平成23年3月25日付国官会第2595号による協議に係る回答にかかるわらず、下記2.に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

記

1. 特例の対象となる公共工事

特例の対象となる公共工事は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行される公共工事とする。

（参考）4月20日現在における災害救助法適用市町村

・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村

・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村^(*)

（※）青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

・茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、猿川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稻敷郡阿見町、那珂市、稻敷郡美浦村、稻敷郡河内町、筑西市、稻敷市、北相馬郡利根町

・栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益田町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塙谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

・千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

・長野県：下水内郡栄村

・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

2. 1. に係る前金払の範囲及び割合

範 囲	割 合
(工事) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の5以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の6以内。
(設計又は調査) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の4以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。
(測量) 1件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の4以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。
(機械類の製造) 契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事用機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。)。	製造代価の10分の4以内。